

## 「佐伯市文化芸術ポータルサイト」アーティスト・文化芸術団体登録要領

この要領は、佐伯市が管理する佐伯市文化芸術ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）のアーティスト・文化芸術団体登録に関し、次のとおり要領を定めるものとする。

### （目的）

第1条 ポータルサイトは、本市の文化芸術に関する情報をワンストップでまとめ、文化芸術に携わる様々な要望を持った方をナビゲートする情報交流拠点となるものであり、本市内外への情報発信力の強化を狙うとともに、本市で活動するアーティストと文化芸術団体の情報をデータベース化（任意登録）し、要望のマッチングを図ることで、市民が多彩な文化芸術に触れる機会の拡充や活力づくり等、文化芸術の振興から地域活性化へと繋げることを目的とする。

### （アーティスト・文化芸術団体登録対象）

第2条 アーティスト・文化芸術団体の登録対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（Ⅰ）本事業の目的に賛同し、次に掲げる表に該当する者であること。

項目	ジャンル	タイプ（分類）
芸術	音楽、演劇・ミュージカル、舞踊・ダンス、美術、写真、文学、その他の芸術	【アーティスト（プロ・セミプロ）】 ・活動に対し収入実績があること ・過去3年間以上活動実績があること ・本市で公演や展示、ワークショップ等の活動が可能であること
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータなどの電子機器等を利用した芸術	【アーティスト（アマチュア）】 ・15歳以上（中学生は除く）
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能	【文化芸術団体】 ・15歳以上（中学生は除く）  ※未成年者は保護者の同意が必要 ※団体の代表者の年齢で判断する
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く）	
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化	
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民娯楽	
文化財	有形及び無形の文化財、戦争遺構、地域資料	
その他	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能	

- (2) 佐伯市在住の者又は本市内での文化芸術活動が可能である者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関係者でない者であること。

(登録申請)

第3条 登録を希望する者は、ポータルサイトの所定の電子フォーム又は所定の様式において登録の申請を行わなければならない。

- 2 登録にかかる費用は無料とする。
- 3 登録の申請は、隨時受け付ける。

(審査)

第4条 市は、前条の規定により申請があった場合は、提出された資料及びヒアリングを基に審査を行う。

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を行わず、又は登録情報の全部若しくは一部を所定のウェブサイトに掲載しないものとする。

- (1) 申請内容が公序良俗に反するとき。
- (2) 登録の目的が政治活動又は宗教活動であるとき。
- (3) 申請内容が、ポータルサイトの品位を傷付ける恐れのあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ポータルサイトに登録することが不適当であるとき。

(審査結果の通知、登録内容の変更等)

第6条 第4条の規定により審査が行われた場合、申請者に対し審査結果を通知するものとする。

- 2 審査結果の通知後に、登録内容に変更があった場合は、所定のウェブサイトの電子フォーム又は所定の様式において変更の申請を行わなければならない。
- 3 審査結果の通知後に、年に一度、本市から送られる登録内容確認のメールに応答しなければならない。
- 4 審査結果の通知後に、登録者がポータルサイトの所定の電子フォーム又は所定の様式において登録取消申請を行った場合は、登録を抹消するものとする。

(登録の効果)

第7条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。

- (1) アーティスト・文化芸術団体情報ページに掲載され、市民の閲覧に供されること。
- (2) イベント情報ページにイベント情報を掲載すること。
- (3) お知らせ・サポートページに募集情報を掲載すること。
- (4) ホーム画面において、アーティスト・文化芸術団体情報としてランダムにピックアップされ掲載されること。

(登録の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消すことができるものとする。

- (1) 登録者が、偽りその他不正の手段によりポータルサイトに登録されたとき。
- (2) 登録者が第2条第1項各号に該当しなくなったとき。
- (3) 第6条の規定による変更に関する届出をしないとき。
- (4) 第6条の規定による登録内容確認メールに応答をしないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上登録を取り消す必要があるとき。
- (6) その他市長が登録を取消すことが適当と認めるとき。

附則

この要領は令和6年9月9日から施行する。

附則

この改正は、令和7年6月30日から施行する。